

郡山市令和元年台風第19号に係る被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等に関する実施要領

目次

- 第1章 通則（第1条－第4条）
- 第2章 公費解体（第5条－第8条）
- 第3章 自費解体（第9条－第11条）
- 第4章 雜則（第12条・第13条）

附則

第1章 通則

（目的）

第1条 この要領は、本市が令和元年台風第19号（以下「台風19号」という。）により損壊した被災家屋等の解体撤去等について、郡山市令和元年台風第19号災害に係る被災家屋等又は災害等廃棄物の公費による解体撤去等（以下「公費解体」という。）に関する要綱（令和2年1月14日制定。以下「公費解体要綱」という。）及び郡山市令和元年台風第19号災害に係る被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等を自ら実施した者に対する負担金の償還（以下「自費解体」という。）に関する要綱（令和2年1月14日制定。以下「自費解体要綱」という。）に定めるもののほか、事業の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

（解体撤去等の対象となる被災家屋等）

第2条 公費解体要綱及び自費解体要綱において、解体撤去等の対象となる被災家屋等又は災害等廃棄物は、市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する「災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理」として解体撤去等を行うことが必要と認めるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地上部分及びそれに相当する部分（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）
- (2) 門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体撤去等が必要と市が判断したもの
- (3) 擁壁について、倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体撤去等が必要と市が判断したもの
- (4) その他市長が前各号に準ずるものとして解体撤去等が必要と認めるもの

2 公費解体要綱及び自費解体要綱において、解体撤去等の対象とならない被災家屋等又は災害等廃棄物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等

- (2) 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
- (3) 修復して再利用すると判断した被災家屋等の一部解体
- (4) 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て判断できないもの
- (5) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有するもの
- (6) 被災家屋等の解体撤去等に当たらない整地や客土等
- (7) 過去に公費解体要綱又は自費解体要綱に基づく申請により、公費解体又は自費解体を実施したもの

（本人確認書類）

第3条 公費解体又は自費解体の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる方法により、当該申請者を特定するために必要な氏名及び住所又は生年月日を明らかにしなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第139号）第2条第5号に規定する旅券、同法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼り付けたもののうち、いずれか一以上の書類を提示する方法
- (2) 前号に掲げる書類を提示することができないときは、アに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びイに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（イに掲げる書類を提示することができない場合にあっては、アに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）
 - ア 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、申請書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適當と認める書類
 - イ 学生証、法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。）若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（第1号に掲げる書類を除く。）で、写真を貼り付けたもの又はその他市長がこれらに準ずるものとして適當と認める書類

（処理順）

第4条 公費解体要綱及び自費解体要綱に基づく処理順は、原則として申請書の受付順とする。ただし、二次被害の危険性が高く、緊急的に

解体撤去等しなければならない被災家屋等については、この限りでない。

第2章 公費解体

(公費解体の申請者)

第5条 公費解体の申請ができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) り災証明書におけるり災時において被災家屋等の所有者であった者（以下「被災家屋等所有者」という。）
- (2) 前号に規定する者の法定代理人
- (3) 第1号に規定する者から被災家屋等の解体撤去等及び当該解体撤去等に関する一切の事務について委任を受けた任意代理人
- (4) その他市長が前各号に準ずる者として適當と認める者

(公費解体の申請書)

第6条 公費解体要綱第3条に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 共通

- ア 申請書（第1-1号様式）
- イ り災証明書の写し
- ウ 申請者の本人確認書類の写し（第3条の規定による書類の原本を提示の上、同書類の写し（個人番号カードは個人番号部分を除く。）を添付。）
- エ 被災家屋の登記事項（建物）全部事項証明書（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）
- オ 被災家屋の建物（登記）図面（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）
- カ 被災家屋等の建物配置図（参考様式）
- キ 被災家屋等が差押えを受けていないこと等を被災家屋等所有者が誓約する書類（第2号様式）
- ク 申請書及び添付書類に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（法人である場合は、印鑑証明書）（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）
- ケ 被災家屋等の解体前の様子がわかる写真（申請対象とする被災家屋等1棟ずつ全棟分）（参考様式）

(2) 被災家屋等所有者が法人である場合

- ア 商業・法人登記事項証明書（履歴全部事項証明書）（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）

イ 従業員数等証明書（り災証明書におけるり災時における、中小企業基本法第2条に定める主たる事業及び従業員数を証明したもの。）
(第3号様式)

(3) 申請者が第5条第2号に掲げる法定代理人である場合

代理権を証する書類（戸籍全部事項証明書等）（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）

(4) 申請者が第5条第3号に掲げる任意代理人である場合

代理権を証する委任状（第4号様式）

(5) 被災家屋が固定資産課税されている場合

被災家屋の固定資産（家屋）登録証明書、家屋名寄帳又は固定資産課税台帳記載事項証明書（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）

(6) 被災家屋等が共有持分である場合

共有者全員が被災家屋等の解体撤去等に関して同意する旨の書類（第5号様式）

(7) 被災家屋等が相続未登記である場合

ア 共通

相続関係を証する書類（法定相続情報一覧図又は戸籍全部事項証明書等）（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）

イ 相続人が指定されている（決まっている）場合

相続を証する書類（遺産分割協議書又は公正証書遺言等の写し）（相続人による奥書証明が付されたもの。）

ウ 相続人が指定されていない（決まっていない）場合

相続人全員が被災家屋等の解体撤去等に関して同意する旨の書類（第6号様式）

(8) 被災家屋等に所有権以外の物権又は債権等の権利がある場合

権利設定者全員が被災家屋等の解体撤去等に関して同意する旨の書類（第7号様式）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（公費解体の決定通知）

第7条 公費解体要綱第4条の規定による決定通知書については、被災家屋等の解体撤去等に関する決定通知書（第8号様式）により、当該申請者に通知する。この場合において、郡山市文書等取扱規程（平成18郡山市訓令第7号。以下「文書等取扱規程」という。）第15条第1項第2号による指令番号は、1000番台から付すものとする。

2 市長は、公費解体要綱第3条の規定による申請に係る解体撤去等を実施することが適当であると認められないときは、その旨を当該申請

者に通知する。この場合、文書等取扱規程第15条第1号第2号による指令番号は、前項の例による。

(事前準備等)

第8条 公費解体要綱第4条の規定による通知を受けた者は、公費解体の実施前までに、次に掲げる諸手続等を完了させなければならない。
ただし、被災家屋等の倒壊その他やむを得ない事情がある場合又は危険を伴う場合は、この限りでない。

- (1) 電気受電休止・解約手続等（設備撤去を含む。）
- (2) ガス休止・解約手続等（設備撤去を含む。）
- (3) 水道休止・解約手続等（仮設水道への切替えを含む。）
- (4) 電話休止・解約手続等
- (5) インターネット回線休止・解約手続等（設備撤去を含む。）
- (6) 有線放送等の休止・解約手続等（設備撤去を含む。）
- (7) 配管・配線等の撤去等
- (8) 净化槽の汲取り（中身を空にすること。）、清掃、消毒及び净化槽廃止届出等
- (9) 家財道具等（家電製品等を含む。）の残置物の全搬出
- (10) 事業所等内の設備機器等の全搬出
- (11) 特別管理産業廃棄物等（処理困難物）の全搬出
- (12) その他被災家屋等の解体撤去等に支障となる事項の除去等

2 公費解体要綱第4条の規定による通知を受けた者は、公費解体の実施に当たり、自らの費用負担により現地立会いを行うこと。

第3章 自費解体

(自費解体の申請者)

第9条 自費解体の申請ができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自費解体を行った費用負担者（被災家屋等所有者等）
- (2) 前号に規定する者の法定代理人
- (3) 第1号に規定する者から被災家屋等の解体撤去等及び当該解体撤去等に関する一切の事務について委任を受けた任意代理人
- (4) その他市長が前各号に準ずる者として適當と認める者

(自費解体の申請書)

第10条 自費解体要綱第4条に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 共通

- ア 申請書（第1-2号様式）
- イ り災証明書の写し
- ウ 申請者の本人確認書類の写し（第3条の規定による書類の原本を提示の上、同書類の写し（個人番号カードは個人番号部分を除く。）を添付。）
- エ 被災家屋の登記事項（建物）全部事項証明書（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。既に滅失登記済の場合は、閉鎖事項証明書。）
- オ 被災家屋の建物（登記）図面（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。既に滅失登記済の場合は、閉鎖事項証明書。）
- カ 被災家屋等の建物配置図（参考様式）
- キ 被災家屋等が差押えを受けていないこと等を被災家屋等所有者が誓約する書類（第2号様式）
- ク 申請書及び添付書類に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（法人である場合は、印鑑証明書）（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）
- ケ 被災家屋等の解体前・中・後の様子がわかる写真（申請対象とする被災家屋等1棟ずつ全棟分）（参考様式）
- コ 被災家屋等の解体撤去等の工事が特定され、施工金額がわかる契約書の写し（原則として自費解体を行った費用負担者名義のものに限る。）
- サ 被災家屋等の解体撤去等の工事が特定され、施工内訳がわかる内訳書（参考様式）
- シ 被災家屋等の解体撤去等の施工業者が作成した被災家屋等の解体撤去等に係る領収書の写し（原則として自費解体を行った費用負担者名義のものに限る。）
- ス 被災家屋等の解体撤去等の施工業者が作成した被災家屋等の解体撤去等に係る解体証明書の写し（任意様式）
- セ 被災家屋等の解体撤去等の工事に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- ソ 費用償還の振込先が申請者名義の口座であることが確認できる書類（通帳等）の写し

(2) 被災家屋等所有者が法人である場合

- ア 商業・法人登記事項証明書（履歴全部事項証明書）（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）
- イ 従業員数等証明書（り災証明書におけるり災時における、中小企業基本法第2条に定める主たる事業及び従業員数を証明したもの。）

(第3号様式)

- (3) 申請者が第9条第2号に掲げる法定代理人である場合
代理権を証する書類（戸籍全部事項証明書等）（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）
- (4) 申請者が第9条第3号に掲げる任意代理人である場合
代理権を証する委任状（第4号様式）
- (5) 被災家屋が固定資産課税されている場合
被災家屋の固定資産（家屋）登録証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書又は名寄帳（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）
- (6) 被災家屋等が共有持分である場合
共有者全員が被災家屋等の解体撤去等に関して同意している旨の書類（第5号様式）
- (7) 被災家屋等が相続未登記である場合
 - ア 共通
相続関係を証する書類（法定相続情報一覧図又は戸籍全部事項証明書等）（り災証明書におけるり災時以降に発行されたもので、発行日から3か月以内のもの。）
 - イ 相続人が指定されている（決まっている）場合
相続を証する書類（遺産分割協議書又は公正証書遺言等の写し）（相続人による奥書証明が付されたもの。）
 - ウ 相続人が指定されていない（決まっていない）場合
相続人全員が被災家屋等の解体撤去等に関して同意している旨の書類（第6号様式）
- (8) 被災家屋等に所有権以外の物権又は債権等の権利がある場合
権利設定者全員が被災家屋等の解体撤去等に関して同意している旨の書類（第7号様式）
- (9) 申請者と被災家屋等所有者が異なる場合
 - ア 申請者が被災家屋等所有者から被災家屋等の解体撤去等及び当該解体撤去等に関する一切の事務について委任を受けた旨を証する委任状（第4号様式）
 - イ 被災家屋等所有者全員が被災家屋等の解体撤去等に関して同意している旨の書類（第9号様式）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（自費解体の決定通知）

第11条 郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号）第7条の規定による決定通知書については、文書等取扱規程第15

条第1項第2号による指令番号は、2000番台から付すものとする。

2 市長は、自費解体要綱第4条の規定による申請に係る償還を実施することが適當であると認められないときは、その旨を当該申請者に通知する。この場合、文書等取扱規程第15条第1号第2号による指令番号は、前項の例による。

第4章 雜則

(災害等廃棄物)

第12条 災害等廃棄物の解体撤去等については、第5条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第13条 公費解体要綱、自費解体要綱及びこの要領に定めるもののほか、被災家屋等の解体撤去等に関し必要な事項は、生活環境部長が定める。

附 則

この要領は、令和2年1月14日から施行する。

第1-1号様式（第6条関係）

被災家屋等の解体撤去等に関する申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 〒

住所
(所在地)

フリガナ

氏名
(名前・代表者氏名)

実印

生年月日

明・大・昭・平

年

月

日

電話番号

—

※日中連絡のつく番号

被災家屋
等所有者
との関係

本人
本人以外 ()

)

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

※印鑑（登録）証明書を添付してください。

令和元年台風第19号により損壊した下記の被災家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、解体撤去等について申請いたします。

記

1 解体撤去等を希望する被災家屋等の所在地

郡山市

2 解体撤去等を希望する被災家屋等の所有者

3 解体撤去等を希望する被災家屋等の種類、名称及び数量等

(1) 住宅 (棟)

(2) その他 ※倉庫、物置、小屋、事務所、店舗、埠等の種類、名称及び数量を記入して下さい。

()

4 解体撤去等を希望する被災家屋のり災証明書 取得済 未取得

5 確認事項

(1) 本申請の対象の被災家屋等並びに当該被災家屋等の内部及び当該被災家屋等の周辺にある財物（申請者又はその代理人が、当該被災家屋等の解体に着手する前までに、処分に同意しない旨を申し出たものを除く。以下「家屋・財物等」という。）の解体撤去等に関しては、全ての権利関係者（共有者、相続権者、抵当権者等）の同意を得ており、郡山市及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申立て及び争訟の提起はいたしません。

(2) 被災家屋等の解体撤去等に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決することを確約します。

(3) 家屋・財物等の解体撤去等の実施のため、郡山市及びその委託を受けた者が本申請の対象の被災家屋等の敷地内に立ち入ることに同意します。

(4) 本申請書に記載された個人情報その他の情報については、郡山市が関与する事業に提供することを同意します。

(5) 本申請に関する内容を確認するため、郡山市の各部署から必要な情報の提供を受けることに同意します。

上記確認事項に同意します。

署名欄

実印

【事務処理欄】(共通) り災証明書の写し 本人確認書類（原本提示・写し提出） 建物登記簿 建物（登記）図面

建物配置図 誓約書 印鑑（登録）証明書 解体前の様子がわかる写真

(その他) 法人登記簿 従業員数等証明書 代理権証書（委任状・戸籍謄本等） 固定資産（家屋）登録証明書
同意書（共有者・相続人・権利設定者等） 相続証書（法定相続情報一覧図・戸籍謄本・遺産分割協議書等）

第1-2号様式（第10条関係）

被災家屋等の解体撤去等費用申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 〒 —

住所
(所在地)

フリガナ

氏名
(名称・代表者氏名)

実印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 生

電話番号 — — ※日中連絡のつく番号

被災家屋 等所有者 との関係
□本人 □本人以外 ()

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

※印鑑（登録）証明書を添付してください。

令和元年台風第19号により損壊した下記の被災家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、既に解体撤去等しました。

つきましては、当該被災家屋等の解体撤去等費用について、民法第702条の規定に基づき、負担していただきますよう申請します。

記

被災家屋等の所在	地 郡山市		
被災家屋等の種類、名称及び数量等	計 棟	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> 分譲マンション (名称) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅・寮・社宅 (名称) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗・作業所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
被災家屋等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 別人と異なる ※必ず委任状・同意書・印鑑（登録）証明書を提出してください。	住 所 (所在地)	氏 名 (名称・代表者氏名)
り災証明書	<input type="checkbox"/> 取得済 <input type="checkbox"/> 未取得		
解体撤去等前の被災家屋等の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 家屋等について生活環境保全上の支障が生じていた(又は生じるおそれがあった) ⇒具体的な状況について簡潔に記載してください。		
被災家屋等の権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分のほか 名) (2) 相続人 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分のほか 名) (3) 権利関係(賃借権、抵当権、根抵当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ (権利内容)		

解体撤去等の状況	<p>(1) 解体撤去等時期</p> <p>契約日 : _____年_____月_____日</p> <p>開始日 : _____年_____月_____日</p> <p>完了日 : _____年_____月_____日</p> <p>(2) 上記被災家屋等の解体撤去等を委託した施工業者</p> <p>業者名 : _____</p> <p>所在地 : _____</p> <p>電話番号 : _____ - _____ - _____ ※日中連絡のつく番号</p> <p>(3) 申請する解体撤去等費用</p> <p style="text-align: right;">円</p>				
	申請者名義の振込先口座	金融機関名	支店名	種目	口座番号
		金融機関コード	支店コード	1 普通 2 当座	口座名義人（カタカナ）
添付書類	<p>(1) 共通</p> <p><input type="checkbox"/> 災証明書の写し <input type="checkbox"/> 本人確認書類（原本持参・写し提出） <input type="checkbox"/> 登記事項（建物）全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 建物（登記）図面 <input type="checkbox"/> 建物配置図 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 印鑑（登録）証明書 <input type="checkbox"/> 解体前・中・後の様子がわかる写真 <input type="checkbox"/> 契約書（申請者名義）の写し <input type="checkbox"/> 内訳書 <input type="checkbox"/> 領収書（申請者名義）の写し <input type="checkbox"/> 解体証明書の写し <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳等の写し</p> <p>(2) 被災家屋等所有者が法人である場合</p> <p><input type="checkbox"/> 商業・法人登記事項証明書（履歴全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 従業員数等証明書</p> <p>(3) 申請者が法定代理人である場合</p> <p><input type="checkbox"/> 代理権を証する書類（戸籍全部事項証明書等）</p> <p>(4) 申請者が任意代理人である場合</p> <p><input type="checkbox"/> 代理権を証する委任状</p> <p>(5) 申請者と被災家屋等所有者が異なる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 代理権を証する委任状 <input type="checkbox"/> 被災家屋等所有者全員の同意書</p> <p>(6) 被災家屋が固定資産課税されている場合</p> <p><input type="checkbox"/> 固定資産（家屋）登録証明書</p> <p>(7) 被災家屋等が共有持分である場合</p> <p><input type="checkbox"/> 共有者全員の同意書</p> <p>(8) 被災家屋等が相続未登記である場合</p> <p><input type="checkbox"/> 相続関係を証する書類（法定相続情報一覧図等） <input type="checkbox"/> 相続を証する書類（遺産分割協議書等） <input type="checkbox"/> 相続人全員の同意書</p> <p>(9) 被災家屋等に関係権利がある場合</p> <p><input type="checkbox"/> 権利設定者全員の同意書</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書面</p>				

郡山市長に対して上記被災家屋等の解体撤去等の費用負担を申請するに当たり、以下について同意します。

- 本解体撤去等費用申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、当該記載により郡山市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- 上記被災家屋等の解体撤去等に関する郡山市が申請者に支払う費用は、郡山市で定めた基準額に照らし、上記被災家屋等の解体撤去等のために必要と認められる費用に限られること。
- 申請者及び借地・借家人をはじめ抵当権者等、上記被災家屋等に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 解体撤去等の費用を支払う郡山市のため、解体撤去等した上記被災家屋等に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、り災状況及び解体撤去等に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会すること。

氏名（自署） 実印

第2号様式（第6条及び第10条関係）

被災家屋等の解体撤去等に関する誓約書

年 月 日

郡山市長

誓 約 者 〒 一

住 所

(所在地)

フリガナ

氏 名

実印

(名前・代表者名)

生年月日

明・大・昭・平

年 月 日 生

電話番号

— —

※日中連絡のつく番号

※誓約者は、被災家屋等所有者となります。

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

※印鑑（登録）証明書を添付してください。

令和元年台風第19号に係る次の被災家屋等の解体撤去等に関し、下記の事項について誓約します。

1 被災家屋等の所在地

郡山市

2 被災家屋等の種類、名称及び数量等

記

- 1 り災証明書におけるり災時において被災家屋等の所有者であったこと。
- 2 被災家屋等の解体撤去等に関する一切の件について承諾していること。
- 3 被災家屋等が差押えを受けていないこと。
- 4 被災家屋等の一部解体でないこと。
- 5 被災家屋等の解体撤去等に係る関係権利者（共有者、相続人、借地権者、借家権者、抵当権者、根抵当権者、譲渡担保権者その他の物権者及び債権者等）全員の同意を得ていること。
- 6 被災家屋等に対する住宅の応急修理制度や土地区画整理事業に伴う移転補償等の給付金を受けていないこと。
- 7 被災家屋等の解体撤去等に係る紛争等が生じた場合、責任をもって解決し、郡山市に対して一切の損害を与えないこと。
- 8 被災家屋等所有者の負担において解体撤去等前の事前立会、解体撤去等後の完了立会、その他必要に応じて現地立会に応じるとともに、郡山市又はその委託業者からの連絡が不通となることのないようにすること。
- 9 被災家屋等の解体撤去等が完了した後の敷地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- 10 申請内容に係る法令、規則、要綱及び実施要領の内容を確認し、その内容を了承していること。
- 11 以上の誓約に反した場合、負担金の交付決定の取り消し、及び負担金を返還することに同意すること。

第3号様式（第6条及び第10条関係）

従業員数等証明書

年 月 日

郡山市長

証明者 〒 —

所在 地

フリガナ

名称・代表者氏名

実印

電話番号

—

—

※日中連絡のつく番号

※証明者は、被災家屋等所有者となります。

※所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

※印鑑証明書を添付してください。

令和元台風第19号に係る被災家屋等の解体撤去等に関し、り災証明書のり災時における、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の規定による当法人の主たる事業は_____業であり、従業員数は_____人であることを証明します。

第4号様式（第6条及び第10条関係）

被災家屋等の解体撤去等に関する委任状

年　月　日

郡山市長

委任者　〒　一

住　所

(所在地)

フリガナ

氏　名

実印

(名前・代表者氏名)

生年月日

明・大・昭・平

年　月　日生

電話番号

－　－

※日中連絡のつく番号

※委任状は、委任者が全ての事項を自筆・自署してください。

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

※印鑑（登録）証明書を添付してください。

私は、以下の権限を下記の者に委任します。

- 1 下記の被災家屋等の解体撤去等及び当該解体撤去等に関する一切の事務
- 2 下記の被災家屋等の解体撤去等の申請内容等に不備等がある場合、当該申請の補正又は取下げをすること。
- 3 下記の被災家屋等の解体撤去等に係る事前・事後の立会い。
- 4 1から3までのほか、当該申請に関して必要な一切の権限。

記

- 1 被災家屋等の所在地

郡山市

- 2 被災家屋等の種類、名称及び数量等

受任者　〒　一

住　所

(所在地)

フリガナ

氏　名

(名前・代表者氏名)

生年月日

明・大・昭・平

年　月　日生

電話番号

－　－

※日中連絡のつく番号

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

第5号様式（第6条及び第10条関係）

被災家屋等の解体撤去等に関する同意書

（被災家屋等共有者）

年　月　日

郡山市長

共 有 者 〒 一

住 所

(所在地)

フリガナ

氏 名

(名称・代表者名)

実印

生年月日

明・大・昭・平 年 月 日 生

電話番号

一 一 ※日中連絡のつく番号

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

※印鑑（登録）証明書を添付してください。

私は、下記の被災家屋等の解体撤去等に関して、当該被災家屋等の共有者として、当該解体撤去等に同意します（しています）。

当該被災家屋等に関する権利等に関して紛争が発生した場合は、私の責任において解決するものとし、郡山市には一切の責任を負わせません。

記

1 被災家屋等の所在地

郡山市

2 被災家屋等の種類、名称及び数量等

3 被災家屋等の所有者

※ 被災家屋等所有者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人が記載し、法定代理人の実印と印鑑（登録）証明書が必要です。この場合、法定代理人であることがわかる書類（未成年者の場合は親権関係がわかる戸籍全部事項証明書、成年被後見人の場合は成年後見登記の登記事項証明書等）も併せて提出してください。

第6号様式（第6条及び第10条関係）

被災家屋等の解体撤去等に関する同意書

(被災家屋等相続人)

年　月　日

郡山市長

相 続 人 〒 一

住 所

(所在地)

フリガナ

氏 名

(名称・代表者名)

実印

生年月日

明・大・昭・平 年 月 日 生

電話番号

一 一 ※日中連絡のつく番号

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

※印鑑（登録）証明書を添付してください。

私は、下記の被災家屋等の解体撤去等に関して、当該被災家屋等の相続人として、当該解体撤去等に同意します（しています）。

当該被災家屋等に関する権利等に関して紛争が発生した場合は、私の責任において解決するものとし、郡山市には一切の責任を負わせません。

記

1 被災家屋等の所在地

郡山市

2 被災家屋等の種類、名称及び数量等

3 被災家屋等の所有者

※ 相続関係を証する書類（法定相続情報一覧図又は戸籍全部事項証明書等）を添付してください。

第7号様式（第6条及び第10条関係）

被災家屋等の解体撤去等に関する同意書

（被災家屋等権利設定者）

年　月　日

郡山市長

権利設定者　〒　—

住　所

(所在地)

フリガナ

氏　名

(名称・代表者氏名)

実印

生年月日

明・大・昭・平　年　月　日生

電話番号

—　—　※日中連絡のつく番号

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

※印鑑（登録）証明書を添付してください。

私は、下記の被災家屋等の解体撤去等に関して、当該被災家屋等に設定した権利者として、当該解体撤去等に同意します（しています）。

当該被災家屋等に関する権利等に関して紛争が発生した場合は、私の責任において解決するものとし、郡山市には一切の責任を負わせません。

記

1 被災家屋等の所在地

郡山市

2 被災家屋等の種類、名称及び数量等

3 被災家屋等の所有者

4 被災家屋等に設定した権利（設定年月日等詳しく記載）

※ 被災家屋等に設定した権利が複数ある場合は、それぞれ記載してください。

※ 金融機関等から交付される抵当権解除証書等の抹消書類を提出する場合は、当該同意書の提出は不要です。

第8号様式（第7条関係）

郡山市指令（文書の記号）第 号

令達先

住 所

(所在地)

氏 名

様

(名前・代表者氏名)

被災家屋等の解体撤去等に関する決定通知書

年 月 日付けで申請のあった被災家屋等の解体撤去等については、下記のとおり実施することに決定しましたので通知します。

年 月 日

郡山市長 氏 名 印

記

解体撤去等する被災家屋等の所在地	
解体撤去等する被災家屋等の種類、名称及び数量等	
条 件 等	<p>1 公費解体の実施前までに、次に掲げる諸手続等を完了させること。ただし、被災家屋等の倒壊その他やむを得ない事情がある場合又は危険を伴う場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 電気受電休止・解約手続等（設備撤去を含む。） (2) ガス休止・解約手続等（設備撤去を含む。） (3) 水道休止・解約手続等（仮設水道への切替えを含む。） (4) 電話休止・解約手続等 (5) インターネット回線休止・解約手続等（設備撤去を含む。） (6) 有線放送等の休止・解約手続等（設備撤去を含む。） (7) 配管・配線等の撤去等 (8) 净化槽の汲取り（中身を空にすること。）、清掃、消毒及び净化槽廃止届出等 (9) 家財道具等（家電製品等を含む。）の残置物の全搬出 (10) 事業所等内の設備機器等の全搬出 (11) 特別管理産業廃棄物等（処理困難物）の全搬出 (12) その他被災家屋等の解体撤去等に支障となる事項の除去等</p> <p>2 公費解体の実施に当たり、次に掲げる諸手続等を実施すること。</p> <p>(1) 隣接地への立入り等が必要な場合、隣接地権者等の同意を得ること (2) 被災家屋等に居住者がいる場合、居住者の同意を得ること (3) 被災家屋等の解体撤去等の実施について近隣への周知を行うこと (4) 必要に応じて現地立会いを行うこと</p>
備 考	

第9号様式（第6条及び第10条関係）

被災家屋等の解体撤去等費用申請に関する同意書

年 月 日

郡山市長

同 意 者 〒 一

住 所

(所在地)

フリガナ

氏 名

実印

(名前・代表者氏名)

生年月日

明・大・昭・平

年 月 日 生

電話番号

一 一

※日中連絡のつく番号

※同意者は、被災家屋等所有者となります。

※同意書は、同意者が全ての事項を自筆・自署してください。

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

※印鑑（登録）証明書を添付してください。

私が所有する下記の被災家屋等に関して、以下の件に同意します。

- 1 下記の申請者が、郡山市に当該被災家屋等の解体撤去等費用申請を行うこと。
 - 2 上記申請に係る償還金を下記の申請者が受領すること。
 - 3 解体撤去等に関して関係権利者や近隣住民との紛争が生じた場合は、私を含む所有者（共有者）が、所有者の責任において誠意をもって対応すること。
 - 4 郡山市が、償還に関する事務を行うために必要な範囲で、解体撤去等した当該被災家屋等の固定資産税の評価及び賦課に関する情報その他の情報を閲覧・照会すること。
- ※ 申請者が被災家屋等所有者と異なる場合は、当該被災家屋等所有者全員の同意書が必要です。

記

1 被災家屋等の所在地

郡山市

2 被災家屋等の種類、名称及び数量等

申 請 者 〒 一

住 所

(所在地)

フリガナ

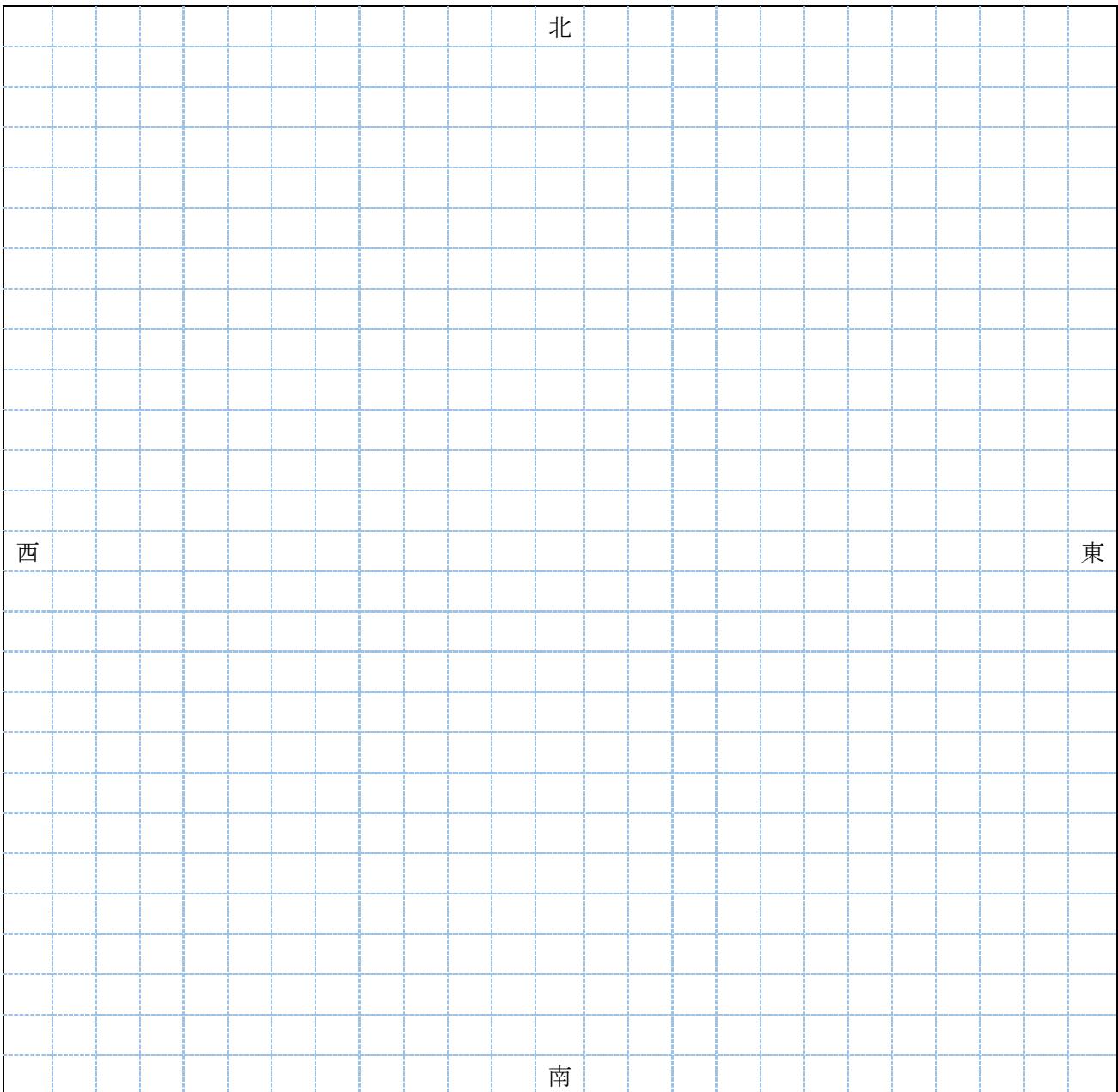
氏 名

(名前・代表者氏名)

参考様式（第6条及び第10条関係）

建物配置図

- ※ 敷地内の被災家屋等を上から見たときの配置及び概ねの形状を記載してください。
- ※ 解体撤去等をした（又は希望する）被災家屋等には解体と、解体撤去等をしなかった（又は希望しない）被災家屋等には残すと明示してください。
- ※ 形状・寸法及び浄化槽・上下水道桟・地下配管等の位置を、わかる範囲で記入してください。

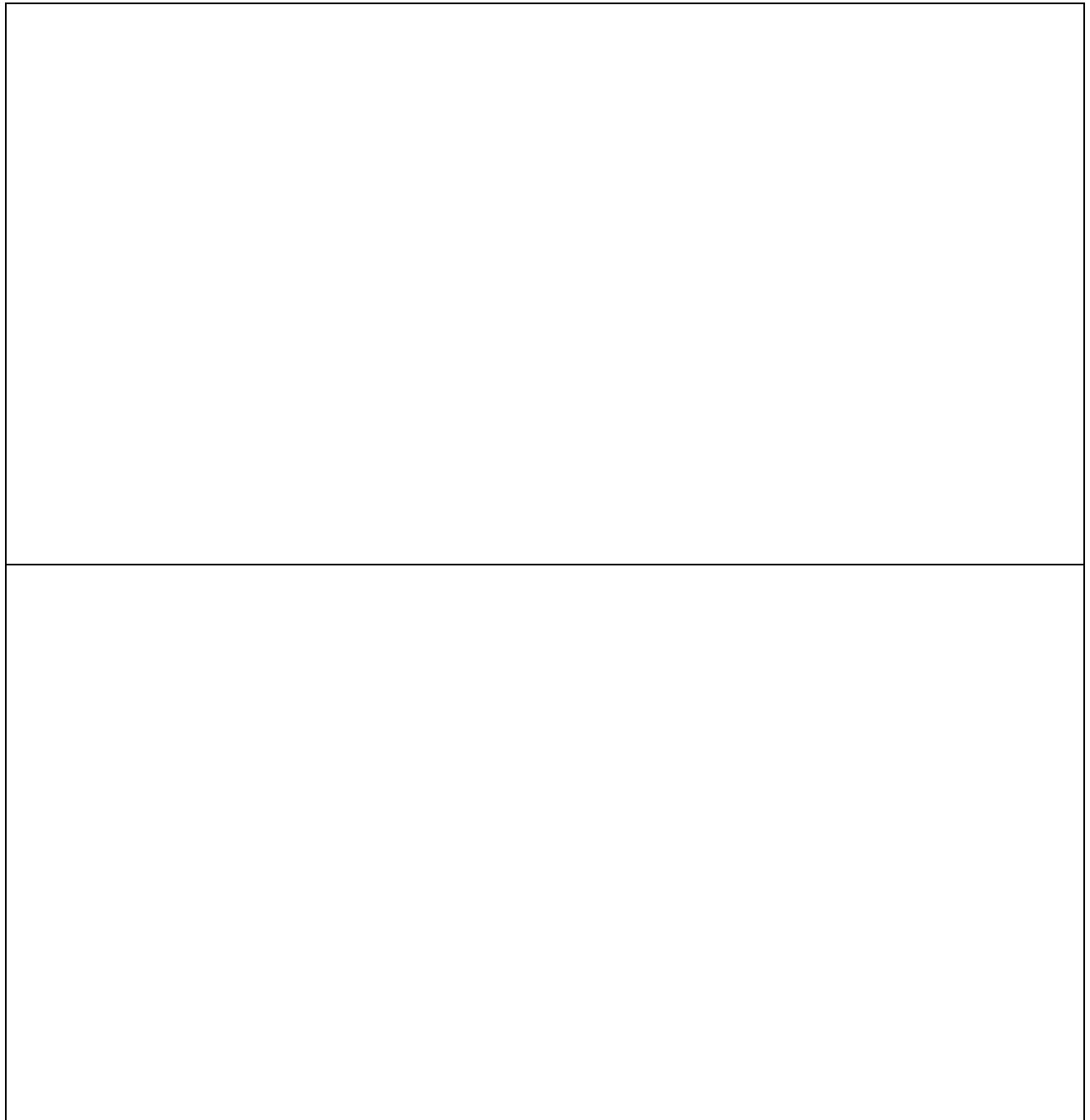


- ※ 門扉、塀、立木、擁壁等については、工事支障のため撤去の必要がある場合又は倒壊のおそれがある場合等を除き、原則として解体撤去等の対象とはなりません。

参考様式（第6条及び第10条関係）

状況写真

※ 被災状況がわかる被災家屋等（門扉、塀、立木、擁壁等を含む。）の写真（全体・近景写真及び被災家屋等の棟別の写真）を貼付してください。



この様式以外（現像写真をA4版用紙に貼付又はパソコン等から印刷したもの）でも可能です。
自費解体の場合には、各工程ごとの解体前・解体中・解体後の写真も添付してください。

参考様式（第10条関係）

内訳書

年 月 日

郡山市長

施工業者 〒 -

住 所

(所在地)

フリガナ

氏 名

実印

(名前・代表者氏名)

生年月日

明・大・昭・平 年 月 日 生

電話番号

- - - ※日中連絡のつく番号

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

※印鑑（登録）証明書を添付してください。

1 解体撤去等工事を行った被災家屋等

(1) 被災家屋等の所在地

郡山市

(2) 被災家屋等の種類、名称及び数量等

2 工事内訳

施工内容	金額(円)	備考
家屋等		
上屋部分		
解体費	円	※仮設（交通誘導員、防塵シート、足場掛け等含む。）・積込・諸経費含む。 ※基礎撤去・廃棄物処分は含まない。
運搬費		
ダンプトラック	運搬距離 運搬回数	
□ 2 t	□ 片道 5km・往復 10km	回
	□ 片道 10km・往復 20km	回
□ 4 t	□ 片道 5km・往復 10km	回
	□ 片道 10km・往復 20km	回
□ 10 t	□ 片道 5km・往復 10km	回
	□ 片道 10km・往復 20km	回
基礎部分		
解体費	円	※諸経費含む。
運搬費		
ダンプトラック	運搬距離 運搬回数	
□ 2 t	□ 片道 5km・往復 10km	回
	□ 片道 10km・往復 20km	回
□ 4 t	□ 片道 5km・往復 10km	回
	□ 片道 10km・往復 20km	回
□ 10 t	□ 片道 5km・往復 10km	回
	□ 片道 10km・往復 20km	回

工作物					
解体費			円	※解体撤去等の「必要性」を記載。 ※積算根拠を添付。	
工作物		必要性			
□門扉		<input type="checkbox"/> 損壊が著しい			
		<input type="checkbox"/> その他()			
□塀		<input type="checkbox"/> 損壊が著しい			
		<input type="checkbox"/> その他()			
□立木		<input type="checkbox"/> 損壊が著しい			
		<input type="checkbox"/> その他()			
□擁壁		<input type="checkbox"/> 倒壊し隣地に倒れている			
		<input type="checkbox"/> その他()			
□その他()		<input type="checkbox"/> 損壊が著しい			
		<input type="checkbox"/> 倒壊し隣地に倒れている			
		<input type="checkbox"/> その他()			
運搬費			円	※諸経費含む。	
アスベスト					
調査費			円	※「1日=8時間」として計算。	
調査日数		日			
廃棄物処分費					
処分費			円	※産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の「種類」「数量」と合致すること。	
種類		数量(t)			金額(円)
がれき類		コンクリート塊(無筋)			t 円
		コンクリート塊(有筋)			t 円
		アスファルト塊			t 円
		混合がら			t 円
木くず類		木質系合板			t 円
		抜根物等			t 円
汚泥		t 円			
ガラス・陶磁器くず		t 円			
石膏ボード		t 円			
廃プラスチック類		t 円			
廃石綿等		アスベストくず(飛散性)			t 円
		アスベストくず(非飛散性)			t 円
金属くず		t 円			
繊維くず		t 円			
草類		t 円			
その他()		t 円			
その他()			円	※その他の「施工内容」がある場合、「必要性」とともに記載。 ※積算根拠を添付。	
消費税等相当額			円		
計			円		

【作成上の注意】

1 「2 工事内訳」欄は、網掛け部分を記載してください。